

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理

「社会福祉充実計画の承認等に関する Q&A」から、参考になる項目をご紹介します。

問 35 大規模修繕費の実績額の記載に当たって、どのような費用を大規模修繕費として捉えればよいか。

大規模修繕費は、施設・設備の経年劣化に伴う施設の広範囲にわたる補修や、設備の更新・新設等の工事に係る費用を指すものであり、施設の一部を補修するものや応急的・一時的な対応、点検等のメンテナンスに係る費用は含みません。

具体的には、例えば以下のようなものが大規模修繕のための工事に該当します。

外壁	全面的なタイルの補修 全面的な外壁塗装更新 等
屋根・防水	バルコニーの防水・シート更新 屋根面の塗装更新 等
内装	居室・トイレ・浴室等のリニューアル 事務室の OA フロア化
電気	照明器具の LED 化 施設内通信設備の導入 等
空調	空調熱源の更新 空調配管の更新 等
給排水	給湯器の更新 給水・給湯ポンプの更新 排水管のライニング更新
エレベーター	エレベーター巻上機・制御盤・かごの更新 等
その他	厨房設備の更新 インターホン・IC カード等セキュリティ対策工事 エントランスへのスロープの設置

問 42 社会福祉充実計画において、将来において見込まれる既存事業の赤字により社会福祉充実残額を費消するといった内容を記載することは可能か。

社会福祉法第 55 条の 2 第 1 項において、社会福祉充実計画は「既存事業の充実又は既存事業以外の新規事業の実施に関する計画」と定義されています。

社会福祉充実計画の内容は、法人が社会福祉充実残額を活用し、一定の対象者に対して受益的なサービスや給付等の実施又は充実を図るための支出を行う事業の実施に関する計画であることが求められます。



「既存事業の赤字」というだけでは「既存事業の充実」には当たらないので、計画の内容としては認められません。

公益法人における「収支相償」の概念と混同しないようご注意ください。

問 35 社会福祉充実計画において、施設の建替・設備整備を行う場合、「既存事業の充実」に資するものとするため、必ず定員の増加を伴うものでなければならないのか。

定員の増加を伴わずとも、「既存事業の充実」を図ることは可能です。

例えば、次のようなケースが考えられます。

- ☆ 居室の個室化、面積の拡充、共有スペースの充実等による利用者の生活環境の向上
- ☆ 先進福祉機器の導入による利用者ケアの充実
- ☆ ICT 設備等の導入による職員の業務効率化